



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.140 認定基準書

飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.16

分類 A-1. 詰め替え容器

制 定 日:2007年 7月 2日
最新改定日:2024年 8月 1日
有 効 期 限:2027年 6月30日

エコマーク商品類型 No.140 認定基準書

飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.16

分類 A-1. 詰め替え容器

1. 認定基準制定の目的

家庭ごみの中で容器・包装廃棄物は約 6 割を占めており、その削減は大きな課題である。本商品類型は、詰め替え、分別という環境配慮のための行動へと消費者を誘導することで、省資源、廃棄物削減を図ることを目的としたものである。エコマークは、製造事業者により環境負荷の低い製品開発を促す側面と、消費者の環境配慮製品の選択を支援する側面とがあるが、本商品類型では消費者への働きかけに重点を置いている。そのため、認定基準設定にあたっては、基準に適合する設計とするために使いやすさが損なわれるといったことが無いように配慮した。また、消費者の環境に配慮した購買および廃棄行動を促すよう、情報提供に関する項目も認定基準に取り入れた。

2. 適用範囲

本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した容器。なお、詰め替え容器が対応する本体容器については、4-2.D.を満たす場合に限る。適用範囲に含める(セットで申し込むことができる)ものとする。

ただし、内容物が環境保全上著しく不適切とエコマーク審査委員会において判断されるものについては適用範囲としない。

3. 用語の定義

詰め替え使用	詰め替え容器に充填された内容物を本体に詰め替えて使用すること。
本体	内容物を充填した状態で販売され、その内容物を使用する期間中、容器として機能するもの。ただし同一の内容物を充填した詰め替え製品があるものを指す。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

4-1.環境に関する共通基準と証明方法

- (1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (2) 容器(ラベル等)に使用する印刷インキについては、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制(NL 規制)」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (3) 容器に使用する接着剤は、日本接着剤工業会「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL 規制)」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (4) 本体容器や包装、取扱説明書、パンフレット等に詰め替え使用のための製品が購入可能であることを記載すること。

【証明方法】

記載内容を報告すると共に、本体容器あるいは包装、取扱説明書、パンフレット等の該当記載部分の分かる写真、設計書もしくは説明書を提出すること。

- (5) 容器に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-2. 材料に関する基準と証明方法

詰め替え容器を構成する主材料として、プラスチック材、紙材のいずれかを容器全体重量の70%以上使用しているものについては、該当する以下 A.または B.のいずれかを選択し、適用する。また、それ以外の製品については C.を適用する。

詰め替え容器と本体容器をセットで申し込む場合には、本体容器については D.を適用する。

A.プラスチックを主材料とする詰め替え容器

- (6) 詰め替え容器の重量は、表 1 の基準を満たしていること。または詰め替え容器の内容量に関わらず、容器重量が 10g 以下であること。

表 1 内容物に対する容器重量

内容物	容器の内容量	内容物 1L(あるいは 1000g)あたりの容器重量
液体、粒体、粉体	詰め替え容器の内容量 ≤ 本体の内容量	25g 以下
	詰め替え容器の内容量 > 本体の内容量	40g 以下
その他	—	50g 以下

【証明方法】

詰め替え容器の重量: A(g)、内容物体積: B(L)、内容物 1L あたりの容器重量(A/B)を付属証明書に記載すること。なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩(かさ)[体積]を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積(B)を重量(g)に置き換え、内容物 1000g あたりの容器重量(A/B×1000)が基準値を満たすことでもよい。ただし、希釈して本体容器に詰め替える場合においては、詰め替え容器の内容量に希釈率を乗じた値を用いて、内容物 1L あたりの容器重量を算出することができる。

- (7) 容器にプラスチック材料を使用する場合、使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、食品を内容物としない製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことよい。

【証明方法】

製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブ

リストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことの試験結果を提出すること。

- (8) 食品容器に再生プラスチック材料を使用する場合は、厚生労働省「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について(令和 6 年 3 月 28 日付け厚生食基発 0328 第 7 号・厚生食監発 0328 第 7 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知)に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

- (9) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める要件を満たすこと。

【証明方法】

製品が、該当する要件を満たすことの試験結果を提出すること。

B.紙を主材料とする詰め替え容器

- (10) 詰め替え容器の重量は、表 2 の基準を満たしていること。または詰め替え容器の内容量に関わらず、容器重量が 10g 以下であること。

表 2 内容物に対する容器重量

内容物	詰め替え容器の内容量	内容物 1L(あるいは 1000g)あたりの容器重量
液体、粒体、粉体 その他	詰め替え容器の内容量 ≤ 本体の内容量	30g 以下
	詰め替え容器の内容量 > 本体の内容量	50g 以下

【証明方法】

詰め替え容器の重量: A(g)、内容物体積: B(L)、内容物 1L あたりの容器重量(A/B)を付属証明書に記載すること。なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩(かさ)[体積]を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積(B)を重量(g)に置き換え、内容物 1000g あたりの容器重量(A/B×1000)が基準値を満たすことでもよい。ただし、希釈して本体容器に詰め替える場合においては、詰め替え容器の内容量に希釈率を乗じた値を用いて、内容物 1L あたりの容器重量を算出することができる。

- (11) 詰め替え容器の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法

な木材であること。

【証明方法】

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
- ② 事業者認定(関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等)を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (12) 原紙に使用するアゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、表 3 のアミンの1つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。または、使用のある場合は、表 3 に記載されたアミンの1つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないこと。

表 3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS RN
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8

	化学物質名	CAS RN
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

【証明方法】

製紙事業者の発行する以下の 1),2),3)のいずれかの証明書を提出すること。

- 1) 原紙 1kg 当たり 30mg を超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書
- 2) 計算上、すべての可能性において、表 1 のアミンの 1 つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書
- 3) ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により表 3 のアミンの 1 つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書

(13) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】

製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

(14) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は蛍光物質および PCB を含有しないこと。内容物が紙以外の材料と接する場合は「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める要件を満たすこと。

【証明方法】

以下の 3 点について試験結果を提出すること。

1. 蛍光物質を使用した器具または容器包装の検査法について(昭和 46 年 5 月 8 日環食第 244 号)
2. 蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について(平成 16 年 1 月 7 日 食安基発第 0107001 号/食安監発第 0107001 号)
3. 容器包装中の PCB 分析法について(昭和 47 年 10 月 26 日 環食化第 385 号)
内容物が紙以外の材料と接する場合は、該当する要件を満たすことの試験結果を提出すること。

C. 「A」および「B」に含まれない詰め替え容器

「A」および「B」に含まれない製品については、プラスチックの使用部分については 4-2-A、紙の使用部分については 4-2-B を満たすこと。

(15) 詰め替え容器の重量は、表 4 の基準を満たしていること。または詰め替え容器の内容量に関わらず、容器重量が 10g 以下であること。

表 4 内容物に対する容器重量

内容物	詰め替え容器の容量	内容物 1L(あるいは 1000g)あたりの容器重量
液体、粒体、粉体	詰め替え容器の容量 ≤ 本体の容量	25g 以下
	詰め替え容器の容量 > 本体の容量	40g 以下
その他	—	50g 以下

【証明方法】

詰め替え容器の重量: A(g)、内容物体積: B(L)、内容物 1L あたりの容器重量(A/B)を付属証明書に記載すること。なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩(かさ)[体積]を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積(B)を重量(g)に置き換え、内容物 1000g あたりの容器重量(A/B×1000)が基準値を満たすことでもよい。ただし、希釈して本体容器に詰め替える場合においては、詰め替え容器の容量に希釈率を乗じた値を用いて、内容物 1L あたりの容器重量を算出することができる。

D. 本体容器に関する基準

(16) 詰め替え容器とセットで申し込む本体容器については、分類 I.「プラスチックを使用した多重容器包装」を満たすこと。

【証明方法】

分類 I で規定された方法に従い、証明書類を提出すること。

4-3. 品質に関する基準と証明方法

(17) 容器の品質については、業界の自主的な規格または自社規格を満たすものであること。

【証明方法】

業界の自主規格または自社規格に関しては、申込者による証明書類を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 詰め替え容器は、可能な限りコンパクト化(容器の形状改良やサイズの変更等)・薄肉化が図られていること。

(2) 詰め替え容器は、再生プラスチックまたはバイオマスプラスチック等が使用され、配合割合などを表示していること。

6. 商品区分、表示など

(1) 商品の申込は、ブランド名毎および A/B/C 毎とする。

(2) エコマークを容器包装に表示する場合には、詰め替え容器または本体容器がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。

(3) 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



エコマーク認定
詰め替え容器



Eco Mark Certified
(Refill Container)

(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/140.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2007年 7月 2日	制定 (Version1.0)
2007年12月13日	改定 (分類 A.環境に関する共通基準と証明方法(4)、解説 E-7 Version1.1)
2008年 8月21日	改定 (分類 A.環境に関する共通基準と証明方法(1)(2)、分類 B.環境に関する共通基準と証明方法(3)、解説 A-1 Version1.2)
2009年 5月 1日	改定(3 Version1.3)
2010年 3月15日	有効期限延長
2010年 7月 1日	改定 (分類 A.紙製容器の重量基準[表 2]を追加、解説 A-1 Version1.4)
2011年 3月 1日	改定(5.(2) マーク表示 Version1.5)
2012年 7月13日	改定(5.(3)(4)削除 Version1.6)

2013年10月 1日	分類 C.～E.の追加制定(Version1.7)
2015年 6月 1日	改定(分類 A.～D.食品容器への再生プラスチック材料使用に関する厚生労働省ガイドライン追加 Version1.8)
2016年 3月15日	有効期限延長
2016年 6月 1日	分類 G.および H.の追加制定(Version1.9)
2016年 9月16日	分類 F の追加制定(Version1.10)
2017年 2月 1日	改定(分類 D 4-1-1(1)、5、分類 E 5、分類 F および H 3 Version1.11)
2019年 4月 1日	改定 (5.(2)(3) マーク表示)
2019年11月28日	改定(分類 A 4-2.(18)追加 Version1.12)
2020年11月 1日	改定(Version1.13)、有効期限延長
2022年12月15日	改定(Version1.14)、バイオマスプラスチックの基準改定
2023年 2月 1日	改定(Version1.15)、分類 K の追加制定、I、J 等の部分改定
2024年 8月 1日	改定(Version1.16)、分類 A-1:4-2(8)、A-2:4-1(8)、B:4-2(12)、C:4-1(7)、D:4-1-2(6)、G、I および J:4-1(6)の部分改定
2027年 6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。